

# 令和 6 年度

## 償却資産(固定資産税)申告の手引

令和5年12月  
尼崎市

市税につきましては、日ごろからご協力をいただきありがとうございます。  
さて、償却資産(固定資産税)の申告の時期が近づいてまいりましたので、ご案内いたします。  
あなた(貴社)が尼崎市内に事業用として所有されている償却資産について、この「申告の手引」を参照し、ご申告いただきますようお願いいたします。

### 1 申告をしていただく方

個人又は法人で事業(工場や小売店、飲食店など)をされている方で、令和6年1月1日現在、土地・家屋以外の事業用資産を尼崎市内に所有されている方が対象となります。また、当該資産がない場合も、その旨の申告をお願いします。

なお、貸駐車場のアスファルト舗装・賃貸住宅の外構(12ページ参照)などは償却資産に該当しますので、所有されている方は申告が必要です。

※税務上「建物一式」として資産をまとめて減価償却している場合であっても、該当する資産を抜き出して申告していただく必要があります。

### 2 申告について

(1) 提出書類(あてはまる○印の書類をご提出ください。)

令和6年1月1日現在で申告してください。詳しい記入方法は、6ページ以降をご覧ください。

申告区分		一般申告(eLTAXで申告される方は別紙参照)					電算申告	
提出者の区分		はじめての申告		前年度までに申告された方			—	
提出書類	資産の有無	資産 有り	該当資産 無し	増加資産 有り	減少資産 有り	増加減少 無し	該当資産 無し	増減無し 増減有り
	償却資産申告書		○	○	○	○	○	○
種類別 明細書	増加資産用(緑)	○	—	○	—	—	—	—
	減少資産用(赤)	—	—	—	○	—	—	—
	全資産用(緑)	—	—	—	—	—	—	○

(2) 提出期限

**令和6年1月18日(木)**

法定申告期限は、令和6年1月31日(水)ですが、事務処理の都合上、1月18日(木)までに申告をお願いします。

**令和6年度の納税通知書は4月に発送します**

これまで3年に一度の評価替え年度(基準年度)においては、納税通知書を5月上旬に発送し、第1期納期限を5月末日としていましたが、令和6年度以降は評価替えの年度に関わらず、毎年4月上旬に納税通知書を発送し、第1期納期限は4月末日となる予定です。

○ 郵送で提出される方へお願い

申告書（控）に受付印が必要な方は、**返信用封筒に切手を貼付し、その封筒に住所・氏名を記入して、申告書(控)も忘れずに同封してください。**

**※ 独自に作成した全国统一様式（第 26 号様式）で申告される場合は、宛名番号と個人番号又は法人番号を記入して、お送りした申告書も返送してください。**

(3) 提出先及び問い合わせ先

〒660-8501

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼崎市役所南館 2 階 資産税課（諸税担当）

電話（06）6489-6267

FAX（06）6489-6875

### 3 申告の対象となる償却資産とは

(1) 固定資産税が課税される償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産（機械・器具・備品等）で、**所得税又は法人税の減価償却の対象となる資産**をいいます。（現実には必ずしも所得の計算上損金又は必要な経費に算入されていることは要しません。）  
具体的には次のようなものです。（詳細は 13 ページ）

種別 コード	種類の種類	主な資産例
1	<b>構 築 物</b> (建物附属設備を含む。)	駐車場施設、舗装路面、簡易内装、フェンス、厨房設備、 広告塔、煙突、焼却炉、門、塀、緑化施設、庭園など
2	<b>機 械 及 び 装 置</b>	旋盤、ボール盤、フライス盤、建設機械、印刷機械、ろ過機、 ドライ機、脱水機、 <b>太陽光発電設備</b> など
3	<b>船 舶</b>	ボート、釣舟、漁船、貨物船など（停泊地が尼崎市のもの）
5	<b>車 両 及 び 運 搬 具</b>	運搬車、大型特殊自動車など (自動車税又は軽自動車税の課税対象となるものは除く。)
6	<b>工 具 ・ 器 具 及 び 備 品</b>	切削・測定工具、型、エアコン、医療機器、娯楽器具、 理美容機器、パソコン、コピー機、レジスター、カラオケ、 冷蔵庫、陳列ケース、応接セット、自動販売機、看板など (コンピュータのソフト、自己所有車のカーナビは除く。)

(2) **テナント（ビルなどを借り、事業をされている方）が施した内装その他の設備については、テナントから償却資産として申告してください。**

(3) 借用資産（リース資産）のうち、借主が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金（必要な経費）に算入できる所有権保留付割賦販売等（リース資産）にあたるものは申告の対象となります。（これ以外の借用資産については申告の必要はありません。）

#### (4) 少額資産について

ア 耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産で、その資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、一時に損金（必要な経費）に算入されたものは申告の対象となりません。

イ 取得価額が20万円未満の資産で、3年間で均等償却する一括償却資産とされたものは申告の対象となりません。

ウ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満のものは申告の対象となりません。

エ 個別に減価償却しているもの及び中小企業者等の少額資産特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか）に該当する資産については、申告対象となります。

## 4 特例等について

地方税法に規定する課税標準の特例や非課税に該当する資産を取得された場合は、申告時に関係書類を提出していただくことになります。詳細については資産税課（諸税担当）までお問い合わせください。

## 5 償却資産（固定資産税）について

### (1) 納税義務者

令和6年1月1日における償却資産の所有者です。

### (2) 決定価格及び課税標準額

個々の資産の取得価額又は前年度の評価額をもとに、以下の計算式で求めた評価額が決定価格となります。

通常、この決定価格が課税標準額となりますが、課税標準額の特例がある場合は、決定価格に特例率を乗じた額が課税標準額となります。

#### ※評価額の求め方

- ・前年中に取得のもの

$$\text{取得価額} \times \left( 1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \times \frac{1}{2} \right) = \text{評価額}$$

- ・前年前に取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times \left( 1 - \text{耐用年数に応ずる減価率} \right) = \text{評価額}$$

○毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。（減価率：旧定率法）

### (3) 免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合、償却資産（固定資産税）は課税されません。

#### (4) 税率及び税額

課税標準額に税率（1.4／100）を乗じた額が税額となります。

（例）課税標準額が 2,156,843 円の場合

$$\begin{array}{rcccl} 2,156,000 \text{ 円} & \times & \frac{1.4}{100} & = & 30,100 \text{ 円} \\ \text{課税標準額} & & \text{税率} & & \text{税額} \\ (1,000 \text{ 円未満切捨て}) & & & & (100 \text{ 円未満切捨て}) \end{array}$$

#### (5) 納期限

1 期・・・	4 月 30 日	} 4 回に分けて納付していただくことになります。 注：法定申告期限以降に申告された場合、2 期以降の納期になることがあります。
2 期・・・	7 月 31 日	
3 期・・・	12 月 25 日	
4 期・・・翌年	2 月 28 日	

#### (6) 国税（確定申告における減価償却費）の取扱いと相違

固定資産税と国税との取扱いについて、相違部分がありますのでご注意ください。

例えば一つの資産を事業用にも家庭用にも使用している場合には按分はせず、その資産全体が償却資産の課税客体となります。

#### (7) 課税台帳の登録及び閲覧

申告等に基づいて償却資産の価格等を決定すると償却資産課税台帳に登録し、その旨公示します。  
償却資産の所有者は、公示日から課税台帳を閲覧することができます。

## 6 ご注意ください

償却資産の申告は、地方税法第 383 条で定められた義務です。なお正当な理由なく申告をしない場合は過料が科され、虚偽の申告をした場合は罰金などが科されます。

これらの場合、不足税額が追徴されるほか、その不足税額に対する延滞金が徴収されます。

また、あなた（貴社）に備え付けの減価償却資産明細書に記載されている資産内容と申告された種別明細書の突合を行うため、地方税法第 408 条に規定の実地調査に伺うことがあります。

## 7 償却資産申告書等の記入について

太枠内は、必ず記入してください。

用紙は二枚一組の感圧複写式（ノーカーボン紙）となっていますので、ずれないようにして、黒ボールペンで記入してください。

※ 平成 28 年 1 月 1 日より、個人番号又は法人番号の記載が義務付けられました。申告書の所有者記入欄の 3 「個人番号又は法人番号」の欄にあなた（貴社）の個人番号又は法人番号を記入してください。

(1) はじめて申告される方

① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） [記入例：6 ページ]

② 種類別明細書（全資産用） [記入例：7 ページ]

令和6年1月1日現在、尼崎市内に所有されている全資産を記入してください。  
なお、申告の対象となる資産のない方は、種類別明細書の提出は必要ありません。

(2) 前年度までに申告をされた方

① 償却資産申告書（償却資産課税台帳） [記入例：8 ページ]

② 種類別明細書（増加資産用・減少資産用）[記入例：9・10 ページ]

令和5年中（R5.1.2～R6.1.1）に増減等のあった資産を申告してください。

**資産の減少を行うときは、同封の償却資産明細書(水色)に記載の「資産の種類」、「資産コード」を必ず記入してください。**

③ 償却資産明細書

令和5年度までに申告していただいている資産を記載しています。

申告済の資産の名称・数量に変更がある場合は、該当する資産の欄を二重線で消し、朱書き訂正の上、提出してください。その際必要な方は、写しを取っておいてください。

名称は漢字等で最大20文字以内です。

資産の種類・取得年月・取得価額・耐用年数に変更がある場合は、減少資産用の種類別明細書（赤色）でいったん減少させ（10 ページ注1）、増加資産用の種類別明細書（緑色）で増加させてください（9 ページ注1）。

## 8 参考資料提出のお願い

1 ページに記載の提出書類のほか、償却資産の確認ができる次の書類の写しについても、あわせてご提出をお願いいたします。

法人事業者 { (1) 直近の法人税確定申告書（控）中の別表16と減価償却資産の個別明細書  
(2) その他減価償却の明細がわかる書類

個人事業者 { (1) 直近の所得税の青色申告決算書（控）中の減価償却費の計算  
(2) その他減価償却資産の明細が分かる書類

申告について分かりにくい点がありましたら、資産税課（諸税担当）までお早めに相談してください。  
なお、窓口に来られる際は、提出書類（1 ページ参照）及び上記参考資料をご持参ください。

# 申告書記入例

## <はじめて申告をされる方>

・記載内容が異なっている場合は、二重線で消し訂正してください。

太枠内は必ず  
記入してください。

1～2 住所・氏名には、ふりがなを記入してください。

提出する年月日を記入してください。

2 法人：代表者氏名を記入してください。

3 個人番号又は法人番号を記入してください。  
※個人番号記載欄に「\*」印字がされている方につきましては、個人番号の記載を省略していただいで差し支えありません。

独自に作成した全国統一様式（第26号様式）で申告される場合は、必ずこの欄に記載されている数字を記入してください。

4 事業種目を具体的に記入してください。

5 事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

6 この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8～14 各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください。

15 尼崎市内の事業所（店舗、事務所、工場等）の資産の所在地を記入し、自己所有か借家（テナント）かについて○で囲んでください。また、2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

16 借用（リース）資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、リース会社等の名称、資産名等を記入し、リース契約書の写しを添付してください。

17 申告する資産がない場合は、3「該当資産なし」を○で囲んでください。休業等の場合は、異動年月を記入し、該当項目を○で囲んでください。法人成の場合は新設法人名を、また、合併、相続等で所有者の変更があった場合は、新所有者名を記入してください。その他、当該申告について参考となる事項を記入してください。

令和6年度  
償却資産申告書（償却資産課税台帳）  
（提出用）

受付番号 宛名番号 異動理由

12345678910

令和6年9月

1 住所 (ふりがな) あまがさきし ひがしなまつちよう1-20-1 〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目20-1 (電話)

2 氏名 (ふりがな) 株式会社 ベーカーリー尼崎 (あまがさき) 代表取締役 庄下川 花子 (屋号 はなみずき)

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目 (資本金等の額) 喫茶及びパン製造 (46)百万円

5 事業開始年月 令和5年9月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 (電話) 06-6489-6267 経理課 近松 太郎

7 税理士等の氏名 (電話) 06-6489-6268 関西会計事務所 財務 一郎

8 短縮耐用年数の承認 有 (無)

9 増加償却の届出 有 (無)

10 非課税該当資産 有 (無)

11 課税標準の特例 有 (無)

12 特別償却又は圧縮記載 有 (無)

13 税務会計上の償却方法 (定率法) (定額法)

14 青色申告 (有) (無)

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構築物	0	0	6,300,000	6,300,000
2 機械及び装置	0	0	3,968,000	3,968,000
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	0	0	0	0
6 工具、器具及び備品	0	0	4,428,000	4,428,000
7 合計	0	0	14,696,000	14,696,000

15 尼崎市内に  
おける事業所等  
資産の所在地

① 東七松町1丁目23番1号 自己所有 (借家)

② 東灘波町1丁目1番1号 自己所有 (借家)

③ 自己所有 借家

16 借用資産 (有・無) リース会社等 資産名 関西リース(株) 事務機器 大阪市北区高田町1-1-1

17 備考(添付書類等)  
該当する項目に○をつけてください。  
① 資産増減あり 2. 資産増減なし  
3. 該当資産なし  
4. 休業・廃棄・解散・市外転出等(異動年月/ 年 月)  
(新設法人・相続人及び合併先を記入してください。)

資産の種類	評価額 (ホ)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

<電算処理による全資産申告を行う場合のみ記入してください。>

電算申告の場合は必ず評価額(ホ)を記入してください。※については記入の必要はありません。

※処理欄

控返送 日付 / 基本情報 / 担当者名 / 課台リアル / 発送停止

控なし 控保有No. / 資産No. / 申告書不要 / 申告方法

控なし 控保有No. / 資産No. / 申告書引換 済 / 一般申告

(イ)は申告済資産を記入する欄です。

令和6年1月1日現在所有の全資産(申告漏れ等含む)の取得価額を種類別に記入してください。



# 種類別明細書記入例 (全資産用)

## <はじめて申告をされる方>

・令和6年1月1日現在尼崎市内に所有されている全資産をこの明細書で申告してください。  
(自動車・軽自動車税の課税対象となるもの及びコンピュータのソフト等の無形減価償却資産は除く)

太枠内は必ず  
記入してください。

該当する数字を資産の種類別に記入してください。

- 1- 構築物
- 2- 機械及び装置
- 3- 船舶
- 5- 車両及び運搬具
- 6- 工具・器具及び備品

あらかじめ5-令和を印刷しておりますので昭和の場合は、3、平成の場合は、4に訂正してください。  
※過年度へ遡及して課税となる場合があります。

税務署に申告する耐用年数を用いてください。

令和6年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)										尼崎市		受付番号	
宛名番号										所有者名										1枚のうち			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10										株式会社 ベーカーリー尼崎										1枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要							
					年号	年	月					率	コード										
01	1		駐車場(路面舗装)	1	5	5	05	5,600,000	10					①・2 3・4									
02	1		看板	1	5	5	08	700,000	3					①・2 3・4									
03	2		オーブン	1	5	5	07	1,968,000	9					①・2 3・4									
04	2		スライサー	1	5	5	07	800,000	9					①・2 3・4									
05	2		ボイラー工事	1	5	5	07	1,200,000	6					①・2 3・4									
06	6		レジスター	1	4	26	08	2,250,000	6					1・2 ③・4	西宮市から移動								
07	6		コピー機	1	5	5	07	200,000	6					①・2 3・4									
08	6		陳列棚	4	5	5	08	1,828,000	10					①・2 3・4									
09	6		パソコン	1	5	5	09	150,000	4					①・2 3・4									
10					5									1・2 3・4									
19					5									1・2 3・4									
20					5									1・2 3・4									
小計				12				14,696,000															

該当する数字を○で囲んでください。

- 1- 新品取得
- 2- 中古品取得
- 3- 移動による受入れ
- 4- その他(相続等)

増加事由が3, 4の場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

- 3 昭和
- 4 平成
- 5 令和

- 1 新品取得
- 2 中古取得
- 3 移動による受入
- 4 その他

- (1) 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を左詰め、枠の中に分かりやすく記入してください。  
(略字は使用しないでください。)
- (2) 20字以内とし、記号も1字と数えます。
- (3) 上欄と同じ名称等でも「同上」、「〃」は、使用しないでください。

ページごとに合計を記入してください。

- (1) 資産の購入代価と工事費など、その資産を事業用に供するため直接要した費用の合計額を記入してください。  
〔当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費〕
- (2) 法人税法又は、所得税法の規定による圧縮記帳を行っている資産については、圧縮前の取得価額を記入してください。
- (3) 取得価額が不明な場合は、見積価額を記入し、摘要欄にその旨を記入してください。

# 申告書記入例

## 〈前年度までに申告をされた方〉

・記載内容が異なっている場合は、二重線で消し訂正してください。

太枠内は必ず記入してください。

2 法人：代表者氏名を記入してください。

3 個人番号又は法人番号を記入してください。  
※個人番号記載欄に「\*」印字がされている方につきましては、個人番号の記載を省略していただいで差し支えありません。

独自に作成した全国統一様式（第26号様式）で申告される場合は、必ずこの欄に記載されている数字を記入してください。

1～2 住所・氏名には、ふりがなを記入してください。

提出する年月日を記入してください。

4 事業種目を具体的に記入してください。

5 事業を開始した年月又は法人の設立年月を記入してください。

6 この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。

7 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記入してください。

8～14 各項目の有無等について該当する方を○で囲んでください。

15 尼崎市内の事業所（店舗、事務所、工場等）の資産の所在地を記入し、自己所有か借家（テナント）かについて○で囲んでください。また、2以上の所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

16 借用（リース）資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。借用資産がある場合には、リース会社等の名称、資産名等を記入し、リース契約書の写しを添付してください。

17 申告する資産がない場合は、3「該当資産なし」を○で囲んでください。休業等の場合は、異動年月を記入し、該当項目を○で囲んでください。法人成の場合は新設法人名を、また、合併、相続等で所有者の変更があった場合は、新所有者名を記入してください。その他、当該申告について参考となる事項を記入してください。

令和6年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）（提出用）

受付番号 12345678910

宛名番号 異動理由

住所 (ふりがな) あまがさきし ひがしなまつちよう1-20-1 660-0051 尼崎市東七松町1丁目20-1 (電話)

氏名 (ふりがな) 株式会社 ベーカーリー尼崎 (あまがさき) 代表取締役 庄下川 花子 (屋号 はなみずき)

個人番号又は法人番号

事業種目 (資本金等の額) 喫茶及びパン製造 (46)百万円

事業開始年月 昭和 62 年 9 月

この申告に回答する者の係及び氏名 (電話) 06-6489-6267 経理課 近松 太郎

税理士等の氏名 (電話) 06-6489-6268 関西会計事務所 財務 一郎

短縮耐用年数の承認 有(無)

増加償却の届出 有(無)

非課税該当資産 有(無)

課税標準の特例 有(無)

特別償却又は圧縮記帳 有(無)

税務会計上の償却方法 (定率法) 定額法

青色申告 有(無)

資産の種類	取得価額				備考(添付書類等)
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	
1 構築物	11,000,000	455,000	5,450,000	15,995,000	15 尼崎市内に おける事業所等 資産の所在地 ① 東七松町1丁目23番1号 尼崎市東七松町1丁目20-1 ② 東灘波町1丁目1番1号 ③ 16 借用資産 (有・無) リース会社等 関西リース(株) 大阪市北区高田町1-1-1 事務機器 17 備考(添付書類等) 該当する項目に○をつけてください。 ① 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし 4. 休業・廃棄・解散・市外転出等(異動年月/ 年 月) (新設法人・相続人及び合併先を記入してください。)
2 機械及び装置	8,600,000	1,998,000	2,168,000	8,770,000	
3 船舶	0	0	0	0	
4 航空機	0	0	0	0	
5 車両及び運搬具	0	0	0	0	
6 工具、器具及び備品	52,000,000	1,540,000	920,000	51,380,000	
7 合計	71,600,000	3,993,000	8,538,000	76,145,000	

15 尼崎市内に  
おける事業所等  
資産の所在地  
① 東七松町1丁目23番1号  
尼崎市東七松町1丁目20-1  
② 東灘波町1丁目1番1号  
③  
16 借用資産  
(有・無) リース会社等  
関西リース(株)  
大阪市北区高田町1-1-1 事務機器  
17 備考(添付書類等)  
該当する項目に○をつけてください。  
① 資産増減あり 2. 資産増減なし  
3. 該当資産なし  
4. 休業・廃棄・解散・市外転出等(異動年月/ 年 月)  
(新設法人・相続人及び合併先を記入してください。)

※電算申告の場合は必ず評価額(ホ)を記入してください。※については記入の必要はありません。

評価額(ホ) ※決定価格(ヘ) ※課税標準額(ト)

1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具、器具及び備品  
7 合計

〈電算処理による全資産申告を行う場合のみ記入してください。〉

※処理欄 控返送 日付 / 基本情報 / 担当者名 課台リアル 発送停止  
日付 / 受付番号 / 申告書不要 申告方法  
控なし 減免・特例 控保有No 資産No 申告書不要 申告方法  
備後書引取 済 / 一般申告

(イ)は申告済資産を記入する欄です。

令和5年中に減少した資産の取得価額を種類別に記入してください。

令和5年中に取得した資産(申告漏れ等含む)の取得価額を種類別に記入してください。

令和6年1月1日現在所有の全資産の取得価額を記入してください。



# 種類別明細書記入例 (増加資産用—緑色印刷)

## 〈前年度までに申告をされた方〉

令和6年1月1日現在尼崎市内に所有され、次に該当する資産については、この明細書で申告してください。  
 ①令和5年中（R5. 1. 2からR6. 1. 1）に取得した資産  
 ②令和5年中（R5. 1. 2からR6. 1. 1）に他市から移動してきた資産  
 ③令和4年以前に取得した資産で申告漏れであった資産  
 （自動車・軽自動車税の課税対象となるもの及びコンピュータのソフト等の無形減価償却資産は除く）

太枠内は必ず  
記入してください。

該当する数字を資産の種類別に記入してください。

- 1—構築物
- 2—機械及び装置
- 3—船舶
- 5—車両及び運搬具
- 6—工具・器具及び備品

あらかじめ5—令和を印刷しておりますので昭和の場合は、3、平成の場合は、4に訂正してください。

税務署に申告する耐用年数を用いてください。

令和6年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)		尼崎市		受付番号			
宛名番号										所有者名		1枚のうち					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	株式会社 ベーカリー尼崎		1枚目					
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等			数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要
01	1		駐車場(路面舗装)			1	5	4	09	3,600,000	10					1・2 3・④	令和5年度申告漏れ
02	1		外構工事			1	5	5	10	1,150,000	15					①・2 3・4	
03	1		看板			1	5	5	11	700,000	3					①・2 3・4	
04	2		オープン			1	5	5	02	968,000	9					①・2 3・4	
05	2		ボイラー工事			1	5	5	10	1,200,000	6					①・2 3・4	
06	6		ショーケース			1	4	28	03	500,000	6					1・2 ③・4	西宮市から移動
07	6		コピー機			1	5	3	08	270,000	6					1・2 3・④	価格訂正
08	6		パソコン			1	5	5	12	150,000	4					①・2 3・4	
09							5									1・2 3・4	
10							5									1・2 3・4	
小計						8				8,538,000						1・2 3・4	

該当する数字を○で囲んでください。  
 1—新品取得  
 2—中古品取得  
 3—移動による受入れ  
 4—その他（相続等）

増加事由が3、4の場合は、摘要欄にその理由を記入してください。

申告漏れ資産は過年度課税の対象となります。

注1  
申告誤りなどによる資産の種類、取得年月、取得価額、耐用年数を変更された場合の増加記入例です。増加事由及び摘要欄も必ず記入してください。  
※過年度へ遡及して課税となる場合があります。

1 構築物 3 船舶 5 車両及び運搬具  
2 機械及び装置 4 航空機 6 工具、器具及び備品

3 昭和 4 平成 5 令和

1 新品取得 3 移動による受入  
2 中古取得 4 その他

(1) 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を左詰めで、枠の中に分かりやすく記入してください。  
(略字は使用しないでください。)  
 (2) 20字以内とし、記号も1字と数えます。  
 (3) 上欄と同じ名称等でも「同上」、「〃」は、使用しないでください。

ページごとに合計を記入してください。

(1) 資産の購入代価と工事費など、その資産を事業用に供するため直接要した費用の合計額を記入してください。  
〔当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費〕  
 (2) 法人税法又は、所得税法の規定による圧縮記帳を行っている資産については、圧縮前の取得価額を記入してください。  
 (3) 取得価額が不明な場合は、見積価額を記入し、摘要欄にその旨を記入してください。

# 種類別明細書記入例 (減少資産用—赤色印刷)

## 〈前年度までに申告をされた方〉

同封の償却資産明細書（令和5年度までに申告していただいた内容により作成したものです。）のうち、次に該当する資産については、この明細書で申告してください。  
 ①令和5年中（R5. 1. 2からR6. 1. 1）に売却、廃棄、移動などにより減少した資産  
 ②令和4年以前に減少した資産で申告漏れであった資産

太枠内は必ず  
記入してください。

令和 6 年度  
宛 名 番 号  
1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0

種類別明細書（減少資産用）  
(提出用)

尼 崎 市 受 付 番 号

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド (資 産 コ ー ド)	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	特 例 コ ー ド	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月				1 全 部	2 一 部	
01	1	00000001	フロント看板	1	3	62	8	455,000			①・②	令和5年老朽化のため廃棄	
02	2	00000006	置台（ステンレス製）	1	5	2	7	750,000			①・②	令和5年西宮市へ移動	
03	2	00000007	ワークステーション	1	4	30	8	1,248,000			①・②	令和5年売却(尼崎事務機器)	
04	6	00000007	冷凍ケース	1	4	28	10	1,100,000			①・②	令和5年修理不能のため廃棄	
05	6	00000008	カート	2	4	25	10	240,000			1・②	当初取得価額72万円(数量6)のうち24万円(数量2)廃棄	
06	6	00000009	コピー機	1	5	3	8	200,000			①・②	価額訂正	
07											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
小 計				7				3,993,000					

所有者名 株式会社 ベーカリー尼崎 1 枚のうち 1 枚 目

減少の事由及び区分  
 1売却 2減失 3移動 4その他  
 1全部 2一部

注1  
申告誤りなどによる資産の種類、取得年月、取得価額、耐用年数を変更された場合の減少記入例です。減少事由及び区分、摘要欄も必ず記入してください。※過年度へ遡及して課税となる場合があります。

同封の償却資産明細書の「資産の種類」、「資産のコード」欄に印字しているコードを必ず記入してください。

減少した資産の数量を記入してください。

減少した資産の取得年月を記入してください。

年号は、該当する数字を記入してください。  
3-昭和、4-平成、5-令和

減少した資産の取得価額を記入してください。

資産が減少した事由及びその区分について該当する数字を○で囲んでください。

その他資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

減少の区分が「一部」に該当する場合の記入例です。

- 1 構築物 3 船舶 5 車両及び運搬具
- 2 機械及び装置 4 航空機 6 工具、器具及び備品

- (1) 漢字、数字、ひらがな、カタカナ、アルファベット等を左詰めで、枠の中に分かりやすく記入してください。(略字は使用しないでください。)
- (2) 20字以内とし、記号も1字と数えます。
- (3) 上欄と同じ名称等でも「同上」、「〃」は、使用しないでください。

ページごとに合計を記入してください。

# フォークリフトなど 特殊自動車を所有されている方へ

**大型特殊自動車 → 償却資産の申告**

**小型特殊自動車 → 軽自動車税の申告**

公道走行や工場敷地内使用などとは無関係です。

なお、農耕作業用自動車は、条例により軽自動車税は課税免除です。

小型・大型特殊自動車は、道路運送車両法施行規則別表第1で次の①・②のとおり定められています。

## ①特殊自動車

特殊自動車は、車両の大きさ(排気量の制限はありません。)及び最高速度によって分類されます。

対 象 車 両	A 長さ	B 幅	C 高さ	D 最高速度
フォークリフト、ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレータ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリー除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータ・スイーパー、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォークローダー、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、林内作業車、原野作業車、ホイールキャリア、草刈作業車等	4.7 m 以下	1.7 m 以下	2.8 m 以下	15 km/h 以下
A～D全ての要件の範囲内であれば				<b>小型特殊自動車</b>
それ以外は				<b>大型特殊自動車</b>

## ②農耕作業用自動車

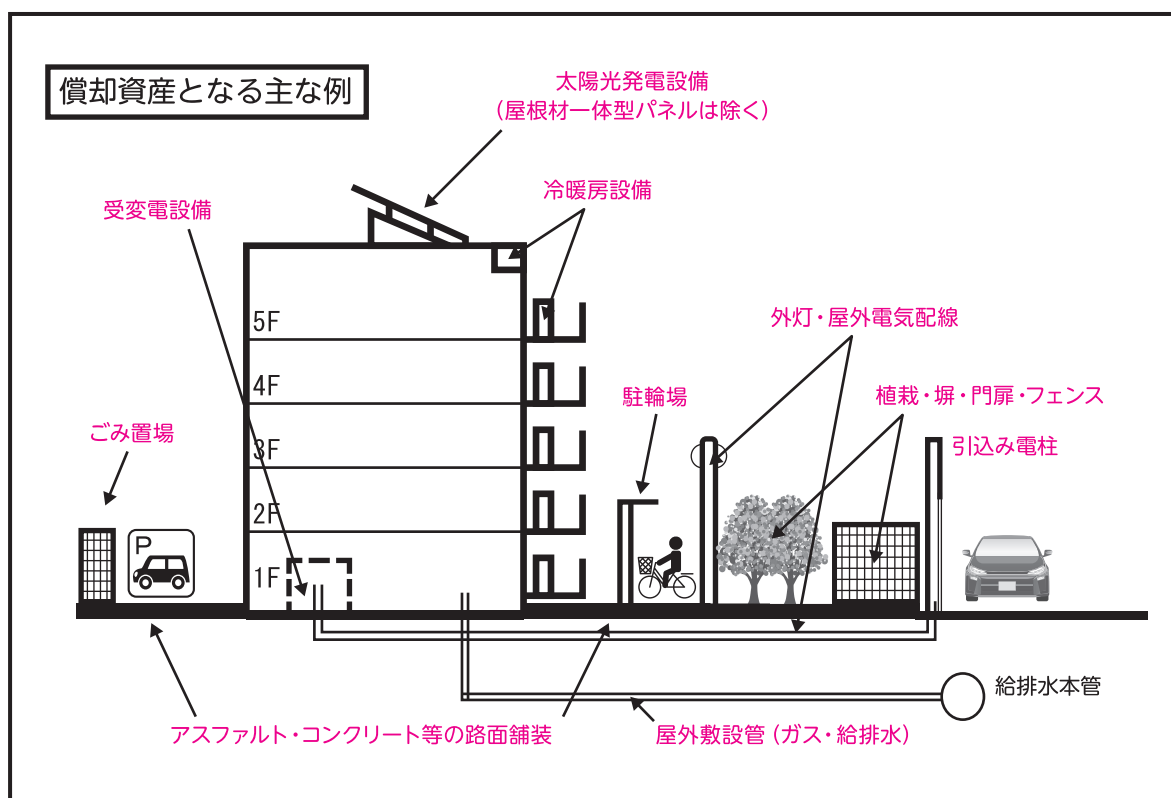
農耕用作業車は、最高速度によって分類されます。(制限速度ではありません。)

対 象 車 両	最 高 速 度
農耕トラクター、農業用薬剤散布車、刈取り脱穀作業車(コンバイン)、田植え機等 (注)農耕トレーラーについては、令和元年12月25日から、けん引車が小型特殊自動車又は大型特殊自動車(高速道路走行不可のものに限る)の場合、固定資産税(償却資産)から軽自動車税(種別割)の対象に変更されています。	<b>35km/h 未満は、小型特殊自動車</b> <b>35km/h 以上は、大型特殊自動車</b>

# 賃貸住宅・事業用(店舗・事務所・倉庫等)家屋を 所有されている方へ

賃貸住宅・事業用(店舗・事務所・倉庫等)家屋を所有されている方は、家屋と構造上一体をなしていない外構、路面舗装、駐車(輪)場、ごみ置場、エアコン、郵便ポスト、屋外配管・配線・設備など(下図参照)は土地・家屋の評価には含まれず、「償却資産」として申告が必要です。

なお、税務上「建物一式」として資産をまとめて減価償却している場合であっても、該当する資産を抜き出して申告していただく必要があります。



## ※ご注意ください

賃貸住宅・事業用家屋等にかかる償却資産の申告漏れについて、尼崎市では毎年調査を行い、未申告又は申告内容が現地の状況と一致しないと考えられる方に文書を送付しております。償却資産の申告は、地方税法第383条で定められた義務です。正当な理由なく申告をしない場合は過料が科され、虚偽の申告をした場合は罰金などが科されます。

## 業種別の課税対象償却資産の例示

<b>各業種共通のもの</b>	駐車(輪)場設備、受変電設備、発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、 外灯、ネオンサイン、広告塔、看板、内装工事、簡易間仕切、応接セット、 ロッカーキャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、防犯カメラ、金庫等
<b>小売店</b>	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
<b>飲食店</b>	接客用家具・備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、 冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品等
<b>理容業、美容業</b>	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器等
<b>クリーニング業</b>	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
<b>製パン業、製菓業</b>	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
<b>医院、歯科医院</b>	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、 脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器)、各種事務機器、待合室用いす等
<b>駐車・駐輪場事業</b>	外灯、屋外電気配線、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、料金精算機、白線、 アスファルト舗装、サイクルロック等
<b>工場</b>	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、 クレーン、福利厚生設備等
<b>バー、喫茶、軽食</b>	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄器、製氷器、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、 放送設備等
<b>パチンコ店 ゲームセンター</b>	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、 店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内・外装、駐輪・駐車場設備等
<b>印刷業</b>	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機等
<b>建設業</b>	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、 コンクリートカッター、ミキサー等
<b>自動車整備業 ガソリン販売業</b>	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、 洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機、地下槽、ガソリン計量器、 地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー等
<b>木工業</b>	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工フライス盤、カンナ機、研磨盤等
<b>鉄工業</b>	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
<b>ホテル、旅館</b>	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、厨房設備、カラオケセット、 カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫、ボイラー等
<b>食肉販売業</b>	冷凍・冷蔵設備、冷凍・冷蔵ケース、肉切機、ミンチ機等
<b>テニスクラブ</b>	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等
<b>ゴルフ練習場</b>	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈り機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、 集玉設備等
<b>カラオケボックス</b>	カラオケ設備、接客用家具、照明設備等
<b>農業</b>	ビニールハウス、農耕用車両(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置や乾燥機など 農業用機械設備、農業用器具等
<b>賃貸住宅、 サービス付き高齢者 向け住宅</b>	太陽光発電設備、受変電設備、エアコン(家屋一体型を除く)、駐車(輪)場、集合ポスト 宅配ボックス、ごみ置場、外灯・屋外電気配線、アスファルト・コンクリート舗装、 白線、植栽、塀、門扉、屋外敷設管(ガス・給排水)、防犯カメラ等



# 個人番号 (マイナンバー) の記載と本人確認書類の提出について

償却資産申告書受付事務（地方税法第383条）を行うため、償却資産申告書（償却資産課税台帳）（第26号様式）の所定の欄に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称：番号法）」第9条に基づき、個人番号（マイナンバー）を記入する必要があります。

また、番号法第16条に基づき、マイナンバーの記入が必要な届出をするときには、なりすまし防止のために、個人番号を確認するための書類（A欄）と身元を確認するための書類（B欄）が、それぞれ必要になります。

具体的には、以下の書類を償却資産申告書と合わせて提出することが必要です。郵送の場合は、書類又は写しを提出してください。なお、尼崎市では電話でマイナンバーの本人確認を行うことはありません。

	本人の場合	
	A 番号確認 (①～④の いずれかを提示・添付)	B 身元確認 (①～③の いずれかを提示・添付)
窓口・郵送	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                         ※「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。                     </div>	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 顔写真付き身分証明書 (以下の中から、いずれか1点)  ③ 顔写真なし身分証明書 (以下の中から、いずれか2点)  公的医療保険の被保険者証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書  国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内)  住民票、戸籍の附票、戸籍(謄・抄本)、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書(いずれも提示時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内)  社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)
(エ) 電子申請	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 署名用電子証明書

	代理人の場合		
	A 本人の番号確認 (①～④の いずれかを提示・添付)	B 代理人の身元確認 (①～③の いずれかを提示・添付)	代理権の確認 (①か②の いずれかを提示・添付)
窓口・郵送	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                         ※「個人番号通知書」は、マイナンバーを証明する書類として使用できません。                     </div>	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 顔写真付き身分証明書 (以下の中から、いずれか1点)  ③ 顔写真なし身分証明書 (以下の中から、いずれか2点)  公的医療保険の被保険者証、年金手帳、特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書  国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書(いずれも提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内)  住民票、戸籍の附票、戸籍(謄・抄本)、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書(いずれも提示時において有効なもの又は発行・発給されてから6ヶ月以内)  社員証、生活保護受給者証、恩給等の証書、医療受給者証、預金通帳の写し(いずれも提示時に有効なもの)	① 法定代理人の場合 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類  ② 任意代理人の場合 委任状
(エ) 電子申請	① 個人番号カード (裏面:マイナンバーの記載がある面)  ② 通知カード ※デジタル手続法の施行日(令和2年5月25日)時点で交付されている通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り、利用可能。  ③ 住民票の写し (個人番号の記載があるもの)  ④ 住民票記載事項証明書 (個人番号の記載があるもの)	① 個人番号カード (表面:氏名と住所の記載がある面)  ② 代理人に係る署名用電子証明書	① 法定代理人の場合 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類  ② 任意代理人の場合 委任状

⑤のりしろ

⑥のりしろ

⑥のりしろ

660-8501

⑤のりしろ

宛先を  
記入してください

(差出人)  
住所 下

氏名

②山折り

③山折り

①山折り

④山折り

兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号  
尼崎市役所  
資産税課(諸税担当) 行

この返信封筒で返送する際は、必ず切手を貼付してください。  
【返信用封筒の作り方】  
1.山折り線①→②→③→④の順に山折ります。  
2.一度開き、⑤印ののりしろ部分をのりづけします。  
3.送付するもの(申告書、明細書等)を中に入れます。  
この時、申告書(控)に受付印が必要の方は、申告書(控)と返信用封筒  
に切手を貼付し、その封筒に住所、氏名を記入して同封してください。  
4.⑥印ののりしろ部分をのりづけします。

⑥のりしろ